

2. 法定利息と抵当権設定登記

〈重要度★〉

問題2 甲建物の所有者Aは、Xとの間で令和3年7月4日に甲土地を目的とした抵当権設定契約を締結した。(被担保債権である同日付の貸金債権の額は金1000万円とされた。なお、利息及び損害金が生ずる旨の約定はあるが、具体的な利率は定めていなかった。)

解答2

目的	抵当権設定
原因	令和3年7月4日金銭消費貸借同日設定
登記事項	債権額 金1000万円 利息年 3% 債務者 A
申請人	抵当権者 X 設定者 A
登録免許税	債権額の1000分の4

(コメント)

利息を生ずる旨の定め自体はあるが、登記申請時点で具体的な利息が定まっていない場合には、被担保債権の発生原因の債権成立時の法定利率年3%が利率となります(民法404条1項2項)。また、この場合には、損害金についても被担保債権の発生原因の債権成立時の法定利率年3%の範囲で第三者に対抗できるため、登記申請書に記載する必要がありません。なお、利息、損害金ともに、率に関する定めがあれば、それを登記します。

(法定利率)

第404条

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、年3パーセントとする。

(金銭債務の特則)

第419条

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

法改正対策 2021年施行の会社法改正点19

●株式交付1

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（改正後会社法2条32号の2）。

〈解説〉

株式交付は、例えば、B社（株式交付親会社）とA社（株式交付子会社）との間に親子会社関係を創設するためにB社がA社の株式を譲り受け、その対価としてB社の株式を交付するものです。「部分的な株式交換」ともいえる制度です。

ところで、株式交換は、例えば、C社（株式交換完全子会社）がD社（株式交換完全親会社）に発行済株式の全部を取得させて、D社とC社との間に完全親子会社関係を作るという制度です。D社は株式交換の対価としてC社株主に自社株を交付することができます。

※なお、「完全親子会社関係」とは、ある会社が他の会社の株式を100%保有している場合を指します。これに対し、「親子会社関係」とは、（株式交付との関係に限って言えば、）ある会社が他の会社の株式の50%超を保有している場合（詳しくは会社法施行規則3条1号参照）をいいます。

D社が「C社を買収したいな！」と考えた場合、株式交換の制度はとても便利です。D社としては、現金を用意しなくとも、自社株を対価としてC社株主に交付すれば、少ない金銭負担でC社を買収することができます。

そして、D社が自社株を対価としてC社を買収するというのは、視点を変えてみると、「C社を現物出資財産として、D社が募集株式の発行をする」と同義です。ここで、株式交換制度にはとても大きなメリットがあります。

それは、「現物出資による募集株式発行と同じことをするのに、検査役の調査（会社法207条）や財産価格填補責任（212条）の規定の適用がない」ということです。このように、株式交換は、厳しい規制を通過することなくお手軽に現物出資の募集株式ができちゃう制度なんです。

そして、これまでは、「（完全親子会社関係を作る）株式交換」に限定のメリットとしてお手軽現物出資が認められていましたが、これからは、新たに「株式交付」の制度を作って、完全とまではいかない親子会社関係を作る制度にまでそのメリットを拡大させようということになりました。

印鑑提出等の改正について

1. 印鑑提出の任意化

★印鑑提出とは…「今後、うちの会社の代表印として使う印鑑はコレだよ！」とあらかじめ登記所に届出をしておくこと。印鑑届書という書面に「今後代表印として使いたい印鑑」と「代表者の本人確認のための個人の実印」との両方を押印して提出するのが通常のケースです。

1. 印鑑提出任意化の概要

オンラインによる登記申請を行う場合の印鑑提出が任意化されました(旧商登法20条1項削除)。

それに伴い、印鑑提出の規定と印鑑証明書添付を求める規定が削除されました。

〈印鑑提出等が削除された規定〉

- ①本店移転の経由申請における印鑑提出(旧商登法51条1項)
- ②吸収分割、新設分割の経由申請における印鑑証明書添付(旧商登法87条3項)
- ③株式交換・株式移転の経由申請における印鑑証明書添付(旧商登法91条3項)
- ④印鑑証明書の有効期限の規定(旧商登規36条の2)
- ⑤印鑑提出を前提とした申請却下規定(旧商登法24条7号)

書面による登記申請をする場合(オンライン申請において代理権限証明情報を書面で作成し提出、送付する場合含む)については、印鑑提出の規定削除後も、従前の取扱いが継続されます。

2. (印鑑提出任意化後の) 押印すべき印鑑の種類について

- (1) 登記所届出印を押印しなければならない書面
→書面申請における申請書、代理権限証書
- (2) 印鑑を提出している場合に、登記所届出印を押印すべき書面※
→印鑑届出書(登記所に提出する印鑑を明らかにする書面)
→保証書(支配人又は代表者若しくは管財人等の職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面)
→管財人等(である法人)の職務を行うべき者として指名された者で

問55 登記所に印鑑を提出している取締役会設置会社において、被保佐人が辞任の意思表示をする場合における代表取締役の変更の登記の申請書には、被保佐人の辞任届（市区町村届出印が押印されているもの）及び被保佐人が辞任届に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すれば足りる。

正しい

〈解説〉

被保佐人が辞任の意思表示をする場合における取締役等の辞任による変更の登記の申請書には、①被保佐人の**辞任届**（商登法第54条第4項）、②被保佐人が辞任届に押印した印鑑につき**市町村長の作成した証明書**（登記所に印鑑を提出している会社にあつては辞任する被保佐人が当該印鑑を提出している者である場合に限り、登記所に印鑑を提出していない会社にあつては辞任する被保佐人が会社の代表者である場合に限る。ただし、当該印鑑と当該被保佐人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した証明書を添付することを要しない。）（商登規第61条第8項）を添付しなければならない。

問56 取締役として現に在任している者が、後見開始の審判を受けたときは、当該取締役は、後見開始の審判により退任しない。

誤り

〈解説〉

取締役等として現に在任している者が、後見開始の審判を受けたときは、**委任の終了事由に該当するため**、当該取締役等は、後見開始の審判により退任する（会社法第330条、第402条第3項、第478条第8項、**民法第653条第3号**）。

問57 取締役として現に在任している者が、保佐開始の審判を受けたときは、当該取締役は、保佐開始の審判により退任する。 | 誤り

〈解説〉

取締役等として現に在任している者が、保佐開始の審判を受けたときであっても、**委任の終了事由には該当しない**ため、当該取締役等は、当然にはその地位を失うことはない。